

「平成 29 年度主要農作物品種審査会（麦類）」会議録

1 日 時：平成 29 年 10 月 13 日（金）

2 場 所：宮城県行政庁舎 9 階第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員：6 名

齋藤 満保, 井城 克廣, 高澤 まき子, 加藤 房子, 本間 香貴, 真鍋 郁夫

(2) 幹事：5 名

廣上 佳作, 橋本 和博, 堀内 保昭, 星 信幸, 佐野 幸一

4 会議録

(10 時開始)

○事務局（關口班長）

ただ今より、主要農作物品種審査会を開催いたします。

開会のあいさつを齋藤会長よりお願いいたします。

○齋藤会長

本日は、御多忙中にもかかわらず、主要農作物品種審査会に御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

今回の審査会につきましては、奨励品種の改廃が予定されていないことから、「次年度の奨励品種決定調査に供する麦類の系統について」のみ御協議いただきます。

さて、県内における麦の生産状況ですが、作付面積はここ数年、概ね横ばい傾向が続いており、平成 29 年産は大麦が 1,060ha、小麦が 1,200ha となっております。今年の夏の天候については、皆様ご存じのとおり、仙台では連続降雨日数が 36 日という異常な状態で行われました。ただ幸いなことに、麦類につきましては雨が降る前に収穫されまして、作柄については、大麦、小麦ともに平年収量対比で 125%を超える豊作であり、上位等級比率は大麦が 80.7%、小麦が 91.4%と、平年並みの品質になりました。

一方、供給量や品質に関する実需者の要望とのミスマッチは依然として大きいことから、実需者ニーズに応じた生産の実現に向けて、当審査会では昨年、糯性大麦「ホワイトファイバー」と製パン適性に優れた小麦「夏黄金」を新たに奨励品種として採用することを答申いたしました。

実需者ニーズに応え得る、優れた新品種を選定・普及することは、生産振興における根幹であることから、当審査会が果たすべき役割も、今後ますます重要なものになってくるものと考えております。

また、皆様御承知のとおり、奨励品種制度の根拠となる主要農作物種子法を廃止する法案が可決され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されます。県では、本審査会のあり方を含めた、次年度以降における種子生産体制について検討されていることと思っております。本日の審査会では、現在の状況について県からの情報提供をお願いしたいと考えております。

最後になりますが、本日お集まりの皆様には、審議案について十分に御検討いただき、忌憚のない御意見や御提案をいただけますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局（關口班長）

ありがとうございました。それでは、審議に移る前に、本日御出席いただいております委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

(委員 6 名を紹介)

○事務局（關口班長）

本日は委員 6 名の御出席をいただいておりますので、主要農作物品種審査会条例第 5 条第 2 項により、

会議が成立しておりますことを御報告いたします。また、本審査会につきましては、情報公開条例に基づき、公開にて開催させていただきますので、委員の皆様には御了承願います。

それでは、これより審議に入りますが、これからの進行につきましては、主要農作物品種審査会条例の第5条に基づきまして、齋藤会長を議長に進めて参りたいと思います。それでは、齋藤会長よろしくお願いたします。

○齋藤会長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。はじめに、資料の1ページ目に知事からの諮問文書がございますので御覧いただきたいと思ひます。本日は、奨励品種の改廃につきましては予定されておりません。従いまして審議事項は、「平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）」のみでございます。

なお、審議にあたりましては県における麦類の生産振興方針を踏まえる必要があることから、まずは事務局から宮城県麦類・大豆生産流通基本方針について御説明いただき、その後、奨励品種決定調査に供する系統の審議に移りたいと思ひます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（津和本）

「宮城県麦類・大豆生産流通基本方針」の麦類部分及び「麦類新奨励品種の生産振興」について説明。

○齋藤会長

ありがとうございました。折角の機会ですので、御質問や御意見等ございましたら、お願いいたします。

○加藤委員

この審査会は奨励品種の決定等を協議する会議なわけですが、基本方針の冒頭にある、「より競争力の高い水田農業の実現」といったことは、別の会議で協議されていることと思ひます。国にも、食料・農業・農村基本計画があるわけですが、これを踏まえて県では、どのような場で協議を行って条例なり全体的な方針を定めているのか、そしてその中に、この審査会で決定された新しい奨励品種がどのように反映されているのかを教えてください。

それから、新しい奨励品種の生産振興についてですが、作付け見込み面積が目標に達する見通しということで、非常に期待が持てると思ひます。ただ、生産者が高齢化する中で、今後とも生産を継続していけるのか心配です。県として、その部分についてはどのように対応するのか、教えてください。

○廣上課長

「宮城県麦類・大豆生産流通基本方針」の中にある「より競争力の高い水田農業の実現」といった部分と、この審査会で決定する奨励品種がどのように関係しているかという御質問かと思ひます。まず、この審査会では、宮城県に適した稲、麦類、そして大豆の優れた品種を選定します。それによって当然、生産性が向上したり、より品質が良い農産物が作られたりして農家所得が向上するわけですが、それとは別に、宮城県の水田農業をどのような方向にもっていくのかを考える必要があります。

それについて、宮城県では水田フル活用ビジョンというものを作っております。これは、米、麦類、大豆、飼料用米等をどれだけ面積作っていくかという目標です。今回のように審査会という形で審議を行ってはおきませんが、県の各部局や全農さんをはじめとする様々な農業団体と協議をして決定しております。そのビジョンにおける作付目標の中で、実需者ニーズに対応しながら、よりよい品種へと切り替えをしていくということです。

○關口班長

高齢化が進んでおり、生産の継続性はどうかという部分については、色々と施策がすすんでいるところでして、例えば県では農業の法人化を進めております。会社経営をすることで、雇用という形で新規就農者が増えているという事例もございまして、県としましては、こういった形での人材確保も進めながら、農業を振興していきたいと考えております。

○本間委員

シュンライが供給過剰になっており、ニーズに対応した生産振興を進めるということですが、そのあたりをもう少し詳しく教えてください。

○津和本

シュンライについては、当県以外にも作付けがあるわけですが、近年大麦は豊作が続いたこともありまして、メーカーさんが在庫を抱えている状況です。さらに、メーカーさんからは県産シュンライは色相が冴えないとの御意見をいただいておりますが、生産技術による改善は難しいと考えております。そこで宮城県では、現在需要が高まっているホワイトファイバーを導入したところですが、この品種は糯性で食物繊維が豊富な特徴があり、各種メディアに健康機能性が取り上げられたことで、非常に強い需要があります。この導入を推進して、売れる麦作りを進めていくということです。

○本間委員

糯麦の導入は非常によく分かりました。それに反して、既存の品種については売れなくなっているわけで、今後も新しい品種の導入を目指していることと思いますが、そのあたりについて、どのようなニーズを狙っていくのでしょうか。

○津和本

今回の糯麦のように、まったく新しいジャンルということではありませんが、硝子率が低い、精麦白度が高いなど、実需者が望む特徴を持った品種を導入して行きたいと考えております。

○高澤委員

ホワイトファイバーは食物繊維が豊富であり、潜在的な商品価値は高いと思いますが、それをどう消費に結びつけていくのが課題かと思えます。大麦について消費者は、どのように使うのがよく分かっていないところがあるのではないのでしょうか。私の研究室では粉にした大麦をお菓子等に利用して、どのような性状になるのかを調べているところなのですが、大麦の良さをもっと消費者にわかりやすく宣伝できる場があればと思います。

○齋藤会長

今のところ、ホワイトファイバーの需要については、ご飯にして食べるという考え方ですね？

○津和本

基本的には麦ご飯という形で、炊いて食べることを想定しています。現在、様々な糯大麦の製品が販売されていますが、原料はほぼ外麦であり、メーカーさんからは国産原料にシフトしたいというご要望をいただいております。ですから、一定の需要は確実にあると考えております。

ただ、御指摘のとおり大麦の利用方法をもっと広めていく必要がございますので、県が作成する麦のPRパンフレットや各種イベントへの参加を通じて、紹介していきたいと思っております。

○齋藤会長

皆様、まだまだ御意見や御質問があるところとは思いますが、今回御説明いただいた部分は審議の背景ということですので、これを踏まえて審議に進みたいと思っております。

それでは、平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）について、説明をお願いいたします。

○星部長

平成29年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）について説明。

○齋藤会長

ありがとうございました。審議に入る前に一点確認したいのですが、奨励品種決定調査で加工適性を試験する場合、県内の現地あるいは試験場内の生産物を利用するのが原則なのでしょうか。

○星部長

連絡試験では基本的に、東北農研や他県の試験場産とまとめて製粉・精麦したもので評価を行います。また最近、実需者と協力した現地実証試験を行っておりまして、実機レベルの製粉・精麦試験も行うことがあります。調査が2年目、3年目と進み、有望視されるものについては、実需者と一緒に評価していきたいと思います。

ただ通常は、試験場等で生産されたものを連絡試験の中で評価しています。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様より御質問をお願いいたします。

○本間委員

現地試験の資料を見ると、外観品質が非常に低い系統がありますが、これは精麦前評価でしょうか。

○星部長

外観品質は生産されたそのもの、玄麦での評価となっています。

○本間委員

ほとんどの系統が悪い評価になっているのですが、このデータは直接、最終的な評価につながらないということでしょうか。

○星部長

現地の生産物を取り寄せて試験場で評価をすることもありますが、これは普及センターから提出されたデータそのものです。現地での天候やほ場の条件等によって評価が変わってきますが、これはこれとして一つの評価として見ていただきたいと思います。

○本間委員

もう一点教えていただきたいのですが、二条大麦は検討対象にならないのでしょうか。

○星部長

宮城県におけるビール麦の生産については、昭和30年代後半に200ha程度の作付けがあり、キリンビールの品種が生産されていました。その後、縞萎縮病の発生等が問題となり、ほとんど作付けが無くなった経緯があります。最近では、大学との連携で塩害に強い大麦の栽培試験が実施されているほか、加美町や県南で生産された二条大麦からビールが造られている事例もあります。しかし、奨励品種として考えると、麦芽の品質が安定しないことから、宮城県における二条大麦の普及は難しい状況です。

○齋藤会長

東北皮46号が唯一、次年度の供試系統に残ったわけですが、収量を見ると、現地試験を含めて非常に安定しているように思います。収量性については高いという評価で良いでしょうか。

また、倒伏はしにくいという評価でしょうか。

○星部長

収量については、対照とするミノリムギの収量が低く、現地のデータでは判断が難しいのですが、場内の3年分のデータを見ますと、シュンライやミノリムギと比較して安定して収量は高いため、収量については大丈夫だろうと考えています。倒伏について現地では、石巻で倒伏が無かったものの、大河原では若干のなびきが見られました。若干稈長が長い傾向はありますが、倒れにくいという評価をして良いと考えております。

○齋藤会長

ありがとうございました。非常に魅力的な系統ではないかと感じたところです。

○星部長

東北皮 46 号について補足をさせていただきますと、今回の試験で調査 3 年目に入るわけですが、これまでの結果では硝子率が高い傾向がありますので、この点を中心に品質を見ていきたいと思えます。また、最近の品種育成の傾向として、硝子率が低いものが出てきていますので、そういった動きも見ながら、選定を進めていきたいと考えております。

○齋藤会長

今、硝子率の評価について御説明いただきましたが、もう少しわかりやすく御説明願えないでしょうか。

○星部長

硝子率が悪いと加工適性が劣ってくるわけですが、生産側からしても品質のランクや等級の低下につながりますので、そういう意味でも重要な形質と考えております。

○齋藤会長

ありがとうございます。内容についてはよろしいでしょうか。それでは、まとめたいと思えます。平成 29 年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、平成 29 年度奨励品種決定調査に供する品種（麦類）については、適当であることといたします。

○齋藤会長

続きまして、答申案をまとめたいと思えますが、いかが取りはからいましょうか。

○各委員

議長一任

○齋藤会長

それでは、議長一任との声をいただきましたので、原案が適当である旨を答申させていただきます。なお、具体的な答申内容につきましては、私と事務局に一任いただけますでしょうか。

○各委員

異議なし

○齋藤会長

ありがとうございます。ここで審議は終了となりますが、その他について、冒頭に申し上げましたとおり、主要農作物種子法の廃止について、県から情報提供をいただくこととしております。

この法律は、現在の奨励品種制度、そしてその種子の供給について、都道府県の役割を義務づけるものであり、主要農作物の生産振興に大きな役割を果たして参りました。

現時点では検討中の部分も多いかと思えますが、法廃止後における宮城県の考え方等について、御説明いただきたいと思えます。それでは、よろしく願いいたします。

○津和本

主要農作物種子法の廃止について説明

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは皆様から御質問や御意見をいただきたいと思います。井城委員、いかがでしょうか。

○井城委員

先程、県から御説明いただいたとおり、種子法の廃止が決定されたわけですが、少し唐突な種子法廃止法案の可決であったと感じます。私共は県の種子協会の役割を頂戴しており、各都道府県の種子協会が集まって全国の種子協会を結成してございますが、この全国組織においても、同様の認識がなされております。

東北農政局さんからの御指導をいただいているところですが、今後制度がどのようになって行くのか、不明な点が多いものですから、知事及び県議会議長宛てに、これまで同様に県を主体とする種子生産体制を堅持されるよう要望させていただきました。

公社としましては、全国の種子協会から情報を集めながら、今後、国からガイドラインが示されるということでございますので、こちらが示され次第、国や県の御指導をいただきながら対応していきたいと考えております。

種子生産農家の皆様も、今後どうなるのか不安を感じておられます。ガイドラインが示されましたら、公社から種子生産農家の皆様に通知をして、安心して種子生産を続けていただけるように努めたいと考えてございますので、委員の皆様にもよろしく御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○加藤委員

種子法廃止について私の理解で申し上げますと、今の政府の考えでは、農業も他産業と同様に、競争的な環境のもとでやっていきなさいと、ですから種子法を廃止して民間と揉まれるような環境を作る、そういうことなのかと思っています。

ただ、これまでも種子法がありながらも民間の品種も県や国の品種と同じように試験をしてきたわけですから、わざわざ法律を無くすということについて、消費者としては、安心・安全な種子が今後も継続して供給されるのか、心配をしております。

国からのガイドラインなど、新しい情報がありましたら、情報をいただければと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。ただ今の加藤委員の御意見に対して、事務局から何かコメントはありますでしょうか。

○津和本

加藤委員から御指摘いただきましたとおり、県では民間育成品種も公的機関の育成品種と同様に、奨励品種決定調査に供してきた経緯がございます。先日、東北各県と新潟県が集まり、種子法廃止に関する情報交換会を実施しましたが、他県も同様に、民間品種も試験をしてきたとの説明がありました。

ただ、種子法廃止は既に決定したことでありますので、県としましては、国から示されるガイドライン等を参考にしながら、今後とも積極的に種子生産に関わり、生産者の皆様に優良な種子を提供していきたいと考えております。

○齋藤会長

ありがとうございました。現在の状況としては、県はガイドラインの提示を待っており、基本的な方針としては現在の体制を堅持する。そういう御説明であったと認識しております。他に、ございませんでしょうか。

○齋藤会長

それでは、以上をもちまして審査会の議事を終了させていただき、以後の進行を事務局にお返しします。

○事務局（関口班長）

それでは、以上をもちまして、本日の主要農作物品種審査会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。なお、次回の審査会は平成30年2月の開催を予定しておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

（11時30分終了）